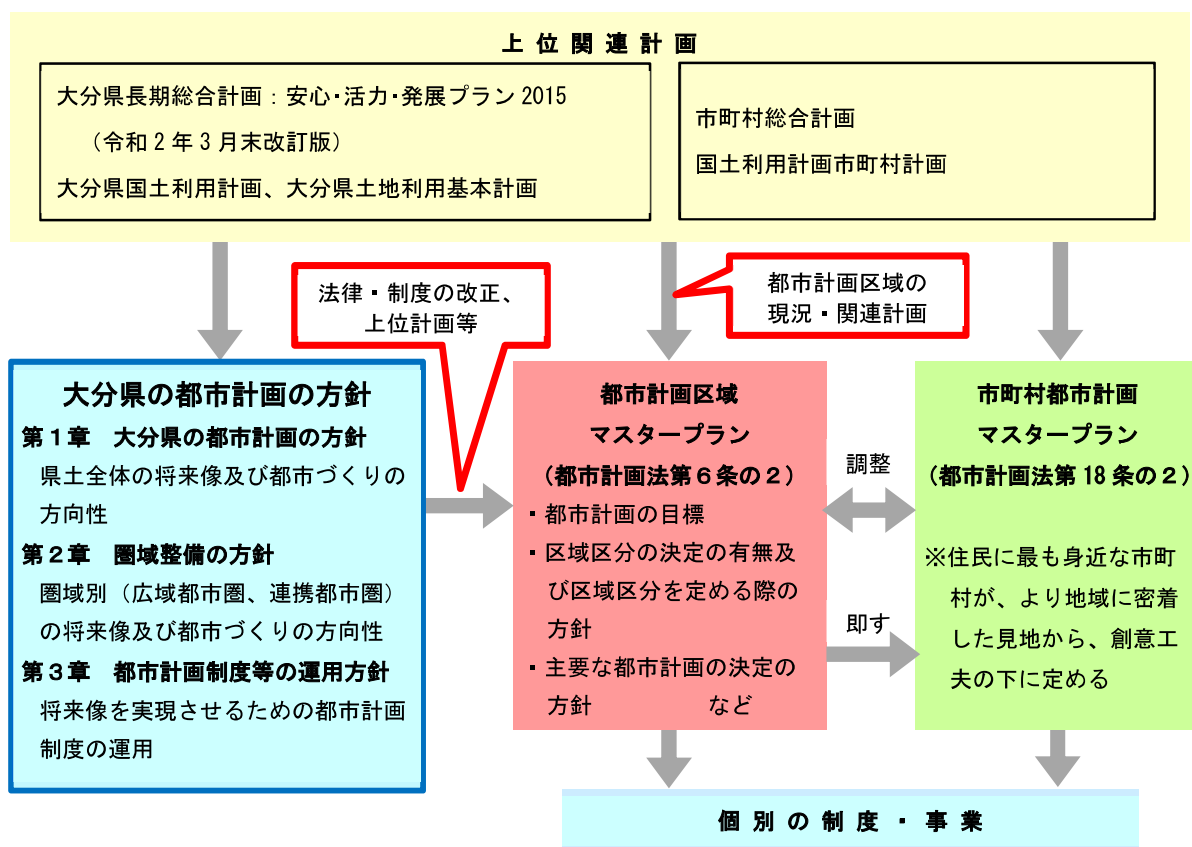


2 計画の位置づけ

本書「大分県の都市計画の方針」は、「大分県長期総合計画」等の上位計画と整合を図りつつ、「都市計画区域マスタープラン」を定める際の方針となるものとして定めます。

都市計画区域マスタープラン	都市計画マスタープラン
(都市計画法第6条の2)	(都市計画法第18条の2)
- 策定主体：都道府県 - 都市計画区域全域を対象に、市町村を越える見地から、広域的・根幹的な都市計画の方針を定める。	- 策定主体：市町村 - 市町村内において概ね完結する、地域に密着した都市計画に関する基本的な方針を定める。
都市計画区域マスタープランにおいて定めるべきもの	都市計画マスタープランにおいて定めるべきもの
都市計画の目標	まちづくりの理念や都市計画の目標
区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	全体構想（目指すべき都市像、それを実現するための整備方針 等）
主要な都市計画の決定の方針	地域別構想（地域別の市街地像、地域別の実施する施策 等）
その他（公害防止や環境、都市防災等に関する方針）	実現化方策（都市計画制度の運用 等）

※市町村の創意工夫の下、自由に定める。



■「大分県の都市計画の方針」の位置づけ